

誰もが恩恵を受けられるデジタル化 推進基盤の強靱化について

【担当省庁】総務省

デジタル強靱化社会の実現に当たっては、誰もがデジタル技術の恩恵を受けることができるよう、以下の措置を講じていただきたい。

○電波が回り込まずカバーエリアが狭い5Gの特性により、不感地域が生じる山間部など基地局の追加設置が必要な地域や、採算性が低く残された不感地域など、条件不利地域において、新たに5Gの基地局を設置する際及び既存の基地局を5G基地局に転用する際の補助制度について、1社参画の場合も複数社参画と同水準の補助率に引き上げていただきたい。

○京都府は平成16年から府内市町村の基幹業務システムの標準化に取り組み、平成21年には特別地方公共団体である京都地方税機構を設立して全国で初めて課税を含む税業務の共同化を実施し、大きな効果を上げている。システムの標準化に当たっては、このような先進的な自治体の取組に対する影響が最小限になるよう配慮いただくとともに、市町村や税機構についても、業務上・財政上の負担が生じないよう十分な措置を講じていただきたい。

○マイナンバー制度開始時に国の要請に応じて整備し、自治体のセキュリティ確保に貢献してきた自治体情報セキュリティクラウドが更新時期を迎えるため、そのリニューアルに対し、導入時と同規模の財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

■携帯電話等エリア整備事業（総務省）が令和2年度より5Gにも適用

- ▶ ただし、1社参画の場合の補助率が1/2となり、都道府県負担が1.5倍（13.3% → 20%）に増加。近年の府内での本事業実施例は、1例を除き全てが1社参画

【複数社参画の場合（補助率2/3）の負担割合】

国 2/3	府 2/15	市町村 1/5 ※	※実質負担は0
-------	--------	-----------	---------

【1社参画の場合（補助率1/2）の負担割合】

国 1/2	府 1/5	市町村 3/10 ※	※実質負担は0
-------	-------	------------	---------

京 都 府 の担当課	総務部 自治振興課 (075-414-4445) 政策企画部 情報政策課 (075-414-5960)
---------------	--

【国の事業等】

■概算要求〔総務省〕

▶ 携帯電話等エリア整備事業 30 億円 (R2 予算 15.1 億円)

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合に、整備費用を補助

▶ 自治体における情報システムの標準化に要する経費 4.1 億円 (R2 予算 4.2 億円)

税務システム及び選挙人名簿管理システムに係る標準仕様書の作成等を行うとともに、住民記録システムについては、自治体が標準準拠システムを円滑に導入するための移行支援等の追加的な検討を行う。

自治体の情報システムの標準化を推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、関係省庁と連携し、法制上の措置を講じる。

▶ 地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化に要する経費 32.1 億円

(㊿補正予算 補助金 77.5 億円 地方財政措置(補正予算債) 約 77.5 億円)

自治体DXの基盤となるセキュリティ対策として、次期自治体情報セキュリティクラウドについて、国が設定した高いセキュリティレベル(標準要件)の遵守を図るため、移行に要する経費に対する補助等を行う。

■自治体情報システムの標準化の取組

▶ 自治体システム等標準化検討会が設置され、検討会を中心に進められている。

▶ 新システムへの移行は、標準仕様を策定済みの住民基本台帳から令和4年度に開始予定。作業量が多い大規模自治体などの特例を除き、17業務(地方税や年金、保険、児童手当など主に市区町村が扱う業務)について原則として令和7年度末までに終える。自治体には標準システムの導入を義務付け、国は関連経費を支援

【京都府の取組】

■京都府及び市町村による共同化の経過

平成 16 年 6 月 自治体情報システムの共同開発について合意

平成 18 年 6 月 基幹業務支援システム共同開発開始

平成 20 年 4 月 基幹業務支援システム共同運用開始

平成 21 年 8 月 京都地方税機構設立

平成 22 年 1 月 共同徴収開始

平成 24 年 4 月 共同課税開始(法人関係税)